

平成 13 年 11 月 28 日

京都市長 榎本 頼兼 様

京都市公共事業再評価委員会

委員長 佐佐木 綱

公共事業の再評価に関する意見の提出について

京都市公共事業再評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の再評価について、客観性及び透明性を確保するため、第三者としての意見を述べる機関として、平成 10 年 12 月 25 日に設置された。本委員会は、平成 10 年度から 12 年度までの間に 44 事業に対して審議を行い意見を述べた。今年度は平成 13 年 11 月 9 日までの間、今年度対象となった 2 事業について、現地視察を含め 4 回の委員会を開催し、審議を行ってきた。

審議の結果、本委員会の 2 事業に対する意見を下記のとおりとりまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として再評価を進めていただくとともに、公共事業の推進に当たっては、効率性及び実施過程の透明性の一層の向上に努められるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

今年度は、別紙 1 のとおり河川事業 七瀬川、街路事業 西小路通の 2 事業が再評価の対象となっており、本委員会では、各事業について、市から事業内容と、市が作成した対応方針（案）について説明を受け、市の対応方針（案）の妥当性について詳細に審議を行った。ここに、その審議結果をとりまとめるものである。

なお、平成１０年度及び１１年度に再評価を行って現在継続中である別紙２の３事業について、今年度の委員会においてフォローアップを行い、平成１２年度の実績等の報告を受け、事業進捗の確認を行った。平成１２年度以後に再評価を行った事業についても引き続きフォローアップを行う予定である。

２ 事業全体についての意見

本委員会は、今回、再評価の対象となった上記の２事業について、京都市の対応方針（案）に基づき事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も市民生活の福祉向上や安全性の確保の上から早期の完成が待たれるものである。

なお、事業の執行に当たっては、問題点の確認や課題の解決に全力で取り組むとともに、事業の優先性を配慮した事業費の配分を行うよう努められたい。

以下に、平成１０年度及び１１年度に再評価を行った事業のフォローアップも含め、事業全体についての意見を述べる。

（１）再評価を行った事業のフォローアップについて

本委員会においては、過年度に再評価を行った事業のその後の進捗確認としてフォローアップを行っている。

公共事業の再評価を行って、継続することが妥当であるとしたものについて、いまだ予算の問題で事業が進んでいないものが見受けられる。こうした事業のなかで優先順位が高いと認められるものについては予算の重点配分を行うことにより早期完成を目指していただきたい。

（２）河川事業について

河川事業は、洪水から市民の生命と財産を守る重要な事業であり、その執行に当たっては、全体計画を定めただけで、その流域の状況に応じて、河道改修や遊水池などの河川施設の整備について、浸水

被害の早期の軽減と流域の環境整備の観点から，事業着手の優先性の検討を図るべきである。

(3) 街路事業について

都市計画決定から事業採択までに長時間を要した街路事業については，計画の必要性，計画変更の是非等，計画の現在における妥当性について検討されるとともに，その推進に当たっては，事業の優先性を明確にした上で，それに応じた予算配分を考えられるよう要請する。

3 個別事業に対する意見

(1) 河川事業 七瀬川

本事業は，都市河川としての治水安全度の向上及び水と緑の豊かな水辺空間の整備を目的とする事業である。

関係機関等との調整及び施工計画に関する地元協議に時間を要したことに加え，治水安全度を高めるため上流部の遊水池を本事業に取り込んだことにより，事業が長期化していた。

しかし，新工法採用による工期短縮に加え，事業に対する地元の理解が得られるなど，今後順調に事業が進むと見込まれることから「事業継続」は妥当であると判断した。

なお，今後，事業を進めるに当たっては，遊水池機能を早期に発現させることなども視野に入れ，優先的に着手する箇所などについて検討されるべきである。

さらに，工事完了後の河川管理等についても地域住民がかかわれる協力体制をつくるなど，地域住民からも親しまれる河川づくりを目指していただきたい。

(2) 街路事業 西小路通

本事業は，南区吉祥院から右京区花園に通じる南北補助幹線道路である西小路通のうち，未整備区間である本事業区間を整備するこ

とにより，京都市西部地域の道路ネットワークが形成され，円滑な通行の確保が図れるほか，歩道整備により歩行者等の安全確保の向上に寄与する事業である。

本事業は，昭和３年に都市計画決定されたものであるが，現在の道路が狭く歩道もない危険な道路であり，また，消防車による消防機能が十分に発揮できない状況にある等，周辺住宅地の道路事情や沿道の土地利用の現状から判断して，本街路整備の必要性は依然あるものと認められる。さらに，住民合意による事業推進の要望も出されており，一部地権者からの用地買取請求があるなど，用地取得の進捗の目途もたっていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

今後，事業を進めるに当たっては，通過交通に対応するだけでなく，地域の生活環境への配慮や安全性の確保及びバリアフリー化を図るなど，良好な地域環境となるよう努めていただきたい。

また，本街路整備により通過交通の増加を誘発し，居住環境に影響を与える可能性もあることが委員会で指摘された。さらに，都市計画決定から事業採択まで長期間が経過しているため，都市計画決定された事業であることについて住民の理解を得ることが困難な場合も懸念される。これらの問題に対しても配慮するとともに，関係住民への説明を十分に行い，理解を得ることができるよう努められたい。



(別紙 1)

平成 1 3 年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択から5年を経過した後も未着工の事業
 事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業
 上記のほか、事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要があると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	審議結果
河川事業	1	補	七瀬川	河道改修 延長 L = 950m 幅員 W = 10.8 ~ 15.7m 遊水池 一箇所	H 4		1 0	「事業継続」は妥当である
街路事業	2	単	西小路通	延長 L = 360m 幅員 W = 11m	H 4		1 0	「事業継続」は妥当である

* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

(別紙2)

平成13年度 フォローアップ対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択から5年を経過した後も未着工の事業
 事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業
 上記のほか、事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等
 により再評価の必要があると認められる事業

再評価 実施年度	補助単独	種 別	番号	事 業 名	該当区分
平成10年 度	国庫補助事業	都市公園事業	1	西京極運動公園	
			2	桂川緑地	
		土地区画整理事業	3	洛北第三地区	
			4	二条駅地区	
			5	伏見西部第三地区	
			6	伏見西部第四地区	
		道路・街路事業	7	一般国道367号	
			8	十条通	
			9	深草大津線	
		河 川 事 業	10	瀬戸川	
			11	善峰川	
			12	白川	
		下 水 道 事 業	13	鳥羽処理区	
			14	吉祥院処理区	
			15	伏見処理区	
			16	山科処理区	
			17	桂川右岸	
			18	木 津 川	
		住宅地区改良事業	19	崇仁北部第三地区	
			20	崇仁北部第四地区	
			21	改進第三地区	
平成11年 度	国庫補助事業	道 路 事 業	22	一般国道477号	
		河 川 事 業	23	旧安祥寺川	
	京都市単独事業	街 路 事 業	24	葛野大路	
			25	北泉通	
			26	御池通	
			27	向日町上鳥羽線	
			28	葛野西通	
			29	大原通	
			30	宝ヶ池通	
			31	山陰線側道北線	
			32	近鉄東側道	
		土地区画整理事業	33	洛北第二地区	

